

規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第六十四号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成三十一年埼玉県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

4 前三項の規定により算出した報酬の基本額が、次の各号に掲げる第一号会計年度任用職員の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、前三項の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「給与条例」という。）別表第一行政職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額（以下この項及び第十六条第三項において「給料月額」という。）に相当する額を報酬等基準額とするものとする。

一 条例第二条第四項の月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員 給料月額に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）

二 条例第二条第五項の日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員 給料月額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）

第七条第一項中「職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。

次条第二項及び第十条第三項第一号において「給与条例」という。）を「給与条例」に改める。

第十四条第一号中「第六十五条の二」を「第六十五条の三」に改め、同条第二号中「第六十五条の三」を「第六十五条の四」に改める。

第十六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項において準用する第五条第三項の規定により算出した第二号会計年度任用職員の給料の額が給料月額を超えるときは、前二項の規定にかかわらず、給料月額に相当する額をその者の給料の額とするものとする。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第 2 (第 2 条関係)

医療職報酬等基準額表(2)

職種	薬剤師 獣医師	管理栄養士	栄養士(管理栄養士を除く。) 衛生検査技師	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	250,778	221,530	201,331	219,023	229,923	213,570	220,781
2			203,160	220,546		215,500	222,610
3			205,089	221,968		216,922	224,539
4			206,308	223,289		218,750	225,758
5			207,832	224,914		220,781	227,282
6			209,254	225,929		222,610	228,704
7			210,473	227,047		224,539	229,923
8			211,996	230,980		225,758	
9			213,418			227,282	
10			214,739			228,704	
11			216,364			229,923	
12			217,379				
13			218,497				
14			221,530				

別表第 1 (第 2 条関係)

医療職報酬等基準額表(1)

職種	医師及び歯科医師
号給	月額
	円
1	460,300

別表第4 (第2条関係)

行政事務報酬等基準額表

職種	前記以外の職	
	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行うもの
号給	月額	月額
	円	円
1	169,217	205,579
2	170,334	207,001
3	171,451	208,423
4	172,569	209,845
5	173,584	211,267
6	175,006	212,588
7	176,327	213,908
8	177,647	215,228
9	178,866	216,549
10	180,390	217,768
11	181,913	218,987
12	183,538	220,104
13	184,656	221,221
14	186,078	222,338
15	187,500	223,354
16	188,922	224,370
17	190,242	225,284
18	192,578	226,198

別表第3 (第2条関係)

医療職報酬等基準額表(3)

職種	保健師	看護師 (外来業務以外の業務に従事するもの)	看護師 (外来業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務以外の業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務に従事するもの)
		円	円	円	円
1		236,147	235,637	225,587	203,673
2		237,569	237,465	227,415	
3		238,889	239,293	229,243	
4		239,803	241,020	230,970	
5		241,225	242,747	232,697	
6		242,241			
7		243,257			

別表第5（第5条、第16条関係）
報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	6,100
2	12,200
3	18,300
4	24,400

19	194,813	227,112
20	197,047	228,026
21	199,282	228,941
22	201,009	229,855
23	202,532	230,769
24	204,056	231,683
25	205,579	232,496

第二条 会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「次項、第十二条及び第十七条において」を「以下」に改める。

第十条第一項第四号中「第七条第一項」を「第七条」に改め、同条第二項第一号中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、「第十二条」を「第十二条の二」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（勤勉手当の勤務期間の特例）

第十一条の二 会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間には、基準日以前六

月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。

2 基準日前一月以内において退職した第十条第三項各号に掲げる職員の当該職員としての在職期間は、会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間に算入しない。

第十二条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第三項中「限る」の下に「。次条第三項において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(勤勉手当基礎額)

第十二条の二 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員に係る勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき基本報酬の月額とする。

2 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員に係る勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日が属する月においてその者が受けるべき一月分の基本報酬の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、各月ごとの勤務日数が異なる第一号会計年度任用職員に係る勤勉手当基礎額は、基準日前六月以内の期間においてその者が受けた基本報酬の額の一月当たりの平均額とする。

第十三条の見出し中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、同条中「前三条」を「第十条から前条まで」に改め、「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

第十五条第四項中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の会計年度任用職員の報酬等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第五条第四項、第七条第一項及び第十六条の規定並びに別表第一から別表第五までの規定は、令和五年四月一日から適用する。

(報酬の内払)

3 改正後の規則の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。